





要介護認定を受けている高齢者に「障害者控除対象者認定書」を発行します

市・県民税や所得税の申告時に、この認定書を提出すると身体障害者手帳などを持っている人と同様に障害者控除を受けることができます  高齢者福祉課  (93) 4980

なお、すべての『要介護認定を受けている人』が該当するわけではありませんので、詳しくは問い合わせてください。

■対象 次の要件をすべて満たす人

○令和4年12月31日時点で65歳以上

○要介護認定を受けている人（要介護1～5）で、次の表1・2の判定基準により、それぞれのランクに該当する人

■申請時に必要なもの 印鑑、介護保険被保険者証

■表1 障害高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	身体障害者(1・2級)に準ずる	C2	日常生活活動の食事、排泄、着替えのいずれにおいても介護者の援助を全面的に必要とし、自力で寝返りをうつことなく、ベッド上で常時寝ている
		C1	ベッド上で常時寝ているが、自力で寝返りをうつ体位を変えることができる
		B2	生活の大半をベッド上で過ごし、車いすの移乗や食事、または排泄なども介護者の援助を要する
		B1	生活の大半をベッド上で過ごすが、自力で座位を保ち車いすに移乗し、食事または排泄はベッドから離れて行うことができる
障害者	身体障害者(3～6級)に準ずる	A2	寝たり起きたりの状態にはあるものの、ベッドから離れている時間の方が長い、介護者がいてもまれにしか外出しない
		A1	寝たり起きたりはしているものの食事、排泄、着替え時はもとより、ベッドから離れている時間が長く、介護者がいればその介助のもと、比較的多く外出する

■表2 認知症高齢者の日常生活自立度に基づく判定基準

認定区分	障害事由	ランク	判定基準
特別障害者	知的障害者(重度・最重度)に準ずる	M	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする
		IV	日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
		IIIb	夜間を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
		IIIa	日中を中心として、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがときどき見られ、介護を必要とする
障害者	知的障害者(軽度・中度)に準ずる	IIb	家庭内でも、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる
		IIa	家庭外で、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる



おむつ代が「医療費控除」の対象となります

おおむね6か月以上寝たきりの状態にあると認められ、治療上おむつ使用が必要な人は、おむつ代が医療費控除の対象になります  高齢者福祉課  (93) 4980

【おむつ代で医療費控除を受けるときは】

次の書類を用意して確定申告をしてください。

○おむつ代の領収書

○おむつ使用証明書

(医師が発行します。なお、様式は高齢者福祉課窓口でも配布しています。)

【2年目以降の人は】

おむつ使用証明書の代わりに『おむつ代に係る医療費控除の申告に関する確認書(以下、「確認書」)』を高齢者福祉課窓口で交付しています。

※確認書の交付を受けられないときは、おむつ使用証明書を添付して確定申告をしてください。